

胎農企管発第 823 号
令和元年 9 月 20 日

利用者の皆様へ

胎内市農業協同組合
代表理事組合長 齋藤和信
(公印省略)

JA 胎内市施設の屋内禁煙について (お願い)

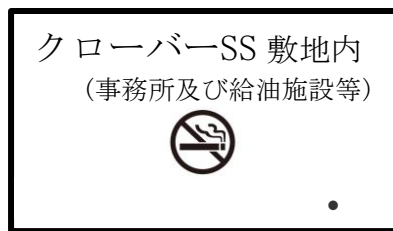
日頃より、協同組合活動に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、健康増進法の改正により当 JA にも受動喫煙対策を一層徹底することが求められております。改正法上、第一種施設（市役所や病院・学校など）は「敷地内禁煙」、第二種施設は『原則屋内禁煙』となり、当 JA の全施設は第二種施設に該当いたします。この法改正を踏まえ、JA 関連施設の屋内喫煙スペースを順次廃止し、令和 2 年 3 月 31 日までには全施設の屋内を原則禁煙と致します。

まずは、本店 2 階の喫煙スペース並びにクローバーSS 事務所内の集煙機・灰皿等を撤去し、10 月 1 日より両施設の屋内を禁煙と致します。

また、本店屋内の禁煙に伴い同敷地内（※図 1）に喫煙所を設置致しましたので喫煙の際にはご使用下さい。

なお、各施設の屋内にある法令に適合しない喫煙スペースは順次廃止と致します。廃止時期については該当施設ごとに事前に掲示いたしますのでご理解のうえ、ご協力ください。



※図 1

